

書類送達場所等届出書を提出される方へ

1 「書類送達場所等届出書」の提出について

(1) 窓口の場合

- ア 窓口に来られた方の本人確認できる運転免許証等をご提示ください。
※本人確認書類については、下部【本人確認書類】参照
- イ 同居の親族以外の方が手続される場合は、委任状が必要です。
- ウ 納税義務者又は納付義務者が届出書を記入することが困難な場合は、申立書を提出してください。

(2) 郵送の場合

- ア 本人確認できる運転免許証等の写しを添付してください。
※本人確認書類については、下部【本人確認書類】参照
- イ 郵送の場合は、本人以外の申請はできません。
- ウ 納税義務者又は納付義務者が届出書を記入することが困難な場合は、申立書を提出してください。

【提出書類】

	区分		提出書類
窓口	本人 又は 同居の親族		・届出書
	本人又は同居の親族以外	委任された場合	・届出書 ・委任状
		届出書を記入することが困難な場合	・届出書 ・申立書
郵送	本人		・届出書 ・本人確認書類
		届出書を記入することが困難な場合	・届出書 ・申立書 ・本人確認書類

※法人の場合は、本人確認書類の添付は不要です。

【本人確認書類】

- ・ 1種類で本人確認できるもの（顔写真付証明書）
（例）運転免許証・旅券、在留カード 等
- ・ 2種類で本人確認できるもの（ア・イの書類 を各1点 又は アの書類を2点）
ア 健康保険証、国民年金手帳 等
イ 社員証・学生証 等
（例） ○ 健康保険証+社員証 × 社員証+学生証

2 書類送達場所等届出書を提出されますと、次の効力が発生します

(1) 指定された税目又は保険料（届出書 表面③欄）に関する全ての書類を送達場所となる住所等（届出書 表面②欄）に送達します。

これらの書類には、納税（保険料）通知書や督促状、還付通知書等も含まれます。ただし、後期高齢者医療保険料については、豊田市で賦課された保険料のみが届出の対象となります。

(2) 上記に記載する送達場所となる住所等（届出書 表面②欄）へ書類が送達された場合は、納税義務者又は納付義務者に当該書類が送達されたものとみなします。

3 次の場合は別途手続が必要となります。

(1) 納税義務者が死亡した場合

納税義務者が死亡した場合には、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要となります。（ただし、固定資産を所有している方、又は前年収入があった方）

※問合せ先

市民税課（南庁舎 2 階） 電話（0565）34-6617

資産税課（南庁舎 3 階） 電話（0565）34-6618

(2) 納税義務者が市内に住所等を有しない場合

納税義務者が市内に住所等を有しない場合（海外転出も含む）は、納税管理人申告関係書類の提出が必要となります。

※問合せ先

市民税課（南庁舎 2 階） 電話（0565）34-6617

資産税課（南庁舎 3 階） 電話（0565）34-6618

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険料に係る被保険者証、給付関係書類の手続が伴う場合

別途お問い合わせください。

※問合せ先

国民健康保険税 : 国保年金課（南庁舎 1 階） 電話（0565）34-6637

後期高齢者医療保険料 : 福祉医療課（東庁舎 1 階） 電話（0565）34-6959

(4) 介護保険に係る認定、給付に関する書類の手続が伴う場合

別途お問い合わせください。

※問合せ先

介護保険課（東庁舎 1 階） 電話（0565）34-6634

4 注意事項

(1) 原則、課税されている税金及び賦課されている保険料以外は送達場所の変更ができません。

(2) 廃止する場合も必ず書面の届出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 送達場所から書類が返戻された場合等は、豊田市が送達場所を変更・廃止する場合があります。